

令和6年第1回摂津市議会定例会

議案参考資料
(条例関係)

令和6年2月20日提出

摂 津 市

目 次

議案第17号	摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 1	議案第26号	摂津市立集会所条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 30
議案第18号	摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 3	議案第27号	摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 31
議案第19号	摂津市監査委員に関する条例及び摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 7	議案第28号	摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 32
議案第20号	摂津市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 9	議案第29号	摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 57
議案第21号	摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 11	議案第30号	摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 68
議案第22号	摂津市手数料条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 14	議案第31号	摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例及び摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 69
議案第23号	摂津市立学校条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 18	議案第32号	摂津市水道事業の給水等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 90
議案第24号	摂津市立児童発達支援センター条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 19	議案第33号	摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 91
議案第25号	摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	・・・ 28			

摂津市附属機関に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案																																
<p>別表(第 2 条関係)</p> <p>1 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="266 571 1086 1193"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>摂津市総合計画審議会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>摂津市鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会</u></td> <td><u>鳥飼まちづくりグランドデザイン(鳥飼地域のまちづくりに関する構想をいう。)の策定についての調査審議に関する事務</u></td> </tr> <tr> <td>摂津市事務執行適正化第三者委員会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>摂津市予防接種健康被害調査委員会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>摂津市環境の保全及び創造に関する条例審議会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 略</p>	名称	担当事務	摂津市総合計画審議会	略	<u>摂津市鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会</u>	<u>鳥飼まちづくりグランドデザイン(鳥飼地域のまちづくりに関する構想をいう。)の策定についての調査審議に関する事務</u>	摂津市事務執行適正化第三者委員会	略	略	略	摂津市予防接種健康被害調査委員会	略	摂津市環境の保全及び創造に関する条例審議会	略	略	略	<p>別表(第 2 条関係)</p> <p>1 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="1169 571 1989 1193"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担当事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>摂津市総合計画審議会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>摂津市事務執行適正化第三者委員会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>摂津市予防接種健康被害調査委員会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>摂津市がん検診運営委員会</u></td> <td><u>市が実施するがん検診の実施方法及び精度管理(がん検診の実施内容を検証し、及び評価することをいう。)についての調査審議に関する事務</u></td> </tr> <tr> <td>摂津市環境の保全及び創造に関する条例審議会</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>2・3 略</p>	名称	担当事務	摂津市総合計画審議会	略	摂津市事務執行適正化第三者委員会	略	略	略	摂津市予防接種健康被害調査委員会	略	<u>摂津市がん検診運営委員会</u>	<u>市が実施するがん検診の実施方法及び精度管理(がん検診の実施内容を検証し、及び評価することをいう。)についての調査審議に関する事務</u>	摂津市環境の保全及び創造に関する条例審議会	略	略	略
名称	担当事務																																
摂津市総合計画審議会	略																																
<u>摂津市鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会</u>	<u>鳥飼まちづくりグランドデザイン(鳥飼地域のまちづくりに関する構想をいう。)の策定についての調査審議に関する事務</u>																																
摂津市事務執行適正化第三者委員会	略																																
略	略																																
摂津市予防接種健康被害調査委員会	略																																
摂津市環境の保全及び創造に関する条例審議会	略																																
略	略																																
名称	担当事務																																
摂津市総合計画審議会	略																																
摂津市事務執行適正化第三者委員会	略																																
略	略																																
摂津市予防接種健康被害調査委員会	略																																
<u>摂津市がん検診運営委員会</u>	<u>市が実施するがん検診の実施方法及び精度管理(がん検診の実施内容を検証し、及び評価することをいう。)についての調査審議に関する事務</u>																																
摂津市環境の保全及び創造に関する条例審議会	略																																
略	略																																

摂津市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案																																				
<p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 549 770 608">区分</th> <th data-bbox="770 549 1084 608">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 608 770 667">略</td> <td data-bbox="770 608 1084 667">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 667 770 726">事務執行適正化第三者委員会委員</td> <td data-bbox="770 667 1084 726">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 726 770 821"><u>鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会委員</u></td> <td data-bbox="770 726 1084 821"><u>日額 9,000 円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 821 770 917">市街地再開発事業特定建築者選定委員会委員</td> <td data-bbox="770 821 1084 917">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 917 770 976">略</td> <td data-bbox="770 917 1084 976">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 976 770 1035">学校運営協議会委員</td> <td data-bbox="770 976 1084 1035">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1035 770 1094">統計調査員</td> <td data-bbox="770 1035 1084 1094">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1094 770 1153">略</td> <td data-bbox="770 1094 1084 1153">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略	略	事務執行適正化第三者委員会委員	略	<u>鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会委員</u>	<u>日額 9,000 円</u>	市街地再開発事業特定建築者選定委員会委員	略	略	略	学校運営協議会委員	略	統計調査員	略	略	略	<p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 549 1673 608">区分</th> <th data-bbox="1673 549 1986 608">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 608 1673 667">略</td> <td data-bbox="1673 608 1986 667">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 667 1673 726">事務執行適正化第三者委員会委員</td> <td data-bbox="1673 667 1986 726">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 726 1673 821">市街地再開発事業特定建築者選定委員会委員</td> <td data-bbox="1673 726 1986 821">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 821 1673 880">略</td> <td data-bbox="1673 821 1986 880">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 880 1673 940">学校運営協議会委員</td> <td data-bbox="1673 880 1986 940">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 940 1673 999"><u>がん検診運営委員会委員</u></td> <td data-bbox="1673 940 1986 999"><u>日額 9,000 円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 999 1673 1058">統計調査員</td> <td data-bbox="1673 999 1986 1058">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1058 1673 1117">略</td> <td data-bbox="1673 1058 1986 1117">略</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略	略	事務執行適正化第三者委員会委員	略	市街地再開発事業特定建築者選定委員会委員	略	略	略	学校運営協議会委員	略	<u>がん検診運営委員会委員</u>	<u>日額 9,000 円</u>	統計調査員	略	略	略
区分	報酬の額																																				
略	略																																				
事務執行適正化第三者委員会委員	略																																				
<u>鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会委員</u>	<u>日額 9,000 円</u>																																				
市街地再開発事業特定建築者選定委員会委員	略																																				
略	略																																				
学校運営協議会委員	略																																				
統計調査員	略																																				
略	略																																				
区分	報酬の額																																				
略	略																																				
事務執行適正化第三者委員会委員	略																																				
市街地再開発事業特定建築者選定委員会委員	略																																				
略	略																																				
学校運営協議会委員	略																																				
<u>がん検診運営委員会委員</u>	<u>日額 9,000 円</u>																																				
統計調査員	略																																				
略	略																																				

摂津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長又は摂津市教育委員会(以下「委員会」という。)は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>特定個人情報</u>の提供を受けすることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(1) 前項の規定により<u>法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報</u>のうち、生活保護関係情報を利用する事務 生活保護関係情報に類する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例によ</p>	<p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 市長又は摂津市教育委員会(以下「委員会」という。)は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該<u>利用特定個人情報</u>の提供を受けすることができる場合は、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>(1) 前項の規定により<u>利用特定個人情報</u>のうち、生活保護関係情報(<u>生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。</u>)を利用する事務 生活保護関係情報に類する情報であって規則で定めるもの</p> <p>(2) 摂津市重度障害者の医療費の助成に関する条例によ</p>

る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。)、摂津市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「子ども医療費助成関係情報」という。)又は生活に困窮する外国人に対する保護に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの

る医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの 障害者関係情報(身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)にいう知的障害者に関する情報をいう。以下同じ。)、生活保護関係情報、地方税関係情報(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。)、医療保険給付関係情報(健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)、船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)、私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)、国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)、地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。以下同じ。)、中国残留邦人等支援給付等関係情報(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報をいう。以下同じ。)、摂津市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「ひとり親家庭医療費助成関係情報」という。)、摂津市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報(以下「子ども医療

(3)・(4) 略

(5) 生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの 法別表第 2 の 26 の項の第 4 欄に掲げる特定個人情報に類する情報であって規則で定めるもの

費助成関係情報」という。)又は生活に困窮する外国人に対する保護に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの

(3)・(4) 略

(5) 生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務であって規則で定めるもの 医療保険給付関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、外国人生活保護関係情報、児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)による児童扶養手当の支給に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第 97 条第 1 項の福祉手当の支給に関する情報、地方税関係情報、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和 46 年法律第 73 号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)による自立支援給付の支給に関する情報、特定障害者に対

4・5 略

別表(第 5 条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略	略
略	略	略	略

する特別障害給付金の支給に関する法律(平成 16 年法律第 166 号)による特別障害給付金の支給に関する情報又は中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

4・5 略

別表(第 5 条関係)

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略	略
略	略	略	略

摂津市監査委員に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(監査請求又は要求による監査)</p> <p>第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の2第3項又は地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第27条の2第1項の規定による監査は、その監査の請求又は要求があった日(法第75条第1項又は第242条第1項の規定による監査にあつては、その監査の請求を受理した日)から7日以内に着手しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p>	<p>(監査請求又は要求による監査)</p> <p>第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項又は地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「地公企法」という。)第27条の2第1項の規定による監査は、その監査の請求又は要求があった日(法第75条第1項又は第242条第1項の規定による監査にあつては、その監査の請求を受理した日)から7日以内に着手しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。</p>

摂津市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により水道事業及び下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が50万円以上である場合とする。</p>

摂津市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案																				
<p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="264 549 770 608">区分</th> <th data-bbox="770 549 1084 608">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="264 608 770 683">略</td> <td data-bbox="770 608 1084 683">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 683 770 1050">いじめ問題対策委員会委員</td> <td data-bbox="770 683 1084 1050">日額 9,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1050 770 1137">略</td> <td data-bbox="770 1050 1084 1137">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 1137 770 1337">いじめ問題再調査委員会委員</td> <td data-bbox="770 1137 1084 1337">日額 9,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略	略	いじめ問題対策委員会委員	日額 9,000 円	略	略	いじめ問題再調査委員会委員	日額 9,000 円	<p>別表(第 2 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 549 1673 608">区分</th> <th data-bbox="1673 549 1986 608">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1167 608 1673 683">略</td> <td data-bbox="1673 608 1986 683">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 683 1673 1050">いじめ問題対策委員会委員</td> <td data-bbox="1673 683 1986 1050"> 日額 9,000 円 <u>ただし、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は当該調査の結果に係る報告書の作成に関する業務を行う場合は、時間額 11,000 円とする。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1050 1673 1137">略</td> <td data-bbox="1673 1050 1986 1137">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1137 1673 1337">いじめ問題再調査委員会委員</td> <td data-bbox="1673 1137 1986 1337"> 日額 9,000 円 <u>ただし、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果についての調査(以下この項において「再調</u> </td> </tr> </tbody> </table>	区分	報酬の額	略	略	いじめ問題対策委員会委員	日額 9,000 円 <u>ただし、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は当該調査の結果に係る報告書の作成に関する業務を行う場合は、時間額 11,000 円とする。</u>	略	略	いじめ問題再調査委員会委員	日額 9,000 円 <u>ただし、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果についての調査(以下この項において「再調</u>
区分	報酬の額																				
略	略																				
いじめ問題対策委員会委員	日額 9,000 円																				
略	略																				
いじめ問題再調査委員会委員	日額 9,000 円																				
区分	報酬の額																				
略	略																				
いじめ問題対策委員会委員	日額 9,000 円 <u>ただし、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施又は当該調査の結果に係る報告書の作成に関する業務を行う場合は、時間額 11,000 円とする。</u>																				
略	略																				
いじめ問題再調査委員会委員	日額 9,000 円 <u>ただし、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項の規定による調査の結果についての調査(以下この項において「再調</u>																				

			<u>査」という。)の実施又は当該再調査の結果に係る報告書の作成に関する業務を行う場合は、時間額 11,000 円とする。</u>
略	略	略	略

摂津市手数料条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行				改 正 案			
(手数料の種類及び金額) 第2条 略 (1) 戸籍に関する事務				(手数料の種類及び金額) 第2条 略 (1) 戸籍に関する事務			
	事務	区分	手数料の額		事務	区分	手数料の額
ア	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	略	略	ア	戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は戸籍証明書の交付	略	略
イ	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	略	略	イ	除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は除籍証明書の交付	略	略
ウ・エ	略	略	略	ウ・エ	略	略	略
				オ	戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報提供等記録開示システムを使用する方法(電子情報処理組織により自動的に特定した戸籍電子証明書提供用識別符号を情報提供	戸籍電子証明書提供用識別符号 1 件	400

	<p>等記録開示システムを通じて発行する方法に限る。)により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が情報提供等記録開示システムを使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
	<p>カ 除籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報提供等記録開示システムを使用する方法(電子情報処理組織により自動的に特定した除籍電子証明書提供用識別符号を情報提供等記録開示システムを通じて発行する方法に限る。)により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る除籍電子証明書の請求が情報提供等記録開示システムを使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>	<p>除籍電子証明書提供用識別符号 1 件</p>	<p>700</p>

才	届出若しくは申請の受理又は届書その他の書類の記載事項に関する証明書の交付	略	略
カ	略	略	略
キ	届書その他の書類の閲覧	書類 1 件	略

(2)～(12) 略

キ	届出若しくは申請の受理の証明書の交付、届書その他の書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付	略	略
ク	略	略	略
ケ	届書その他の書類の閲覧又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧	書類又は届書等情報の内容を表示したものの 1 件	略

(2)～(12) 略

摂津市手数料条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行		改 正 案																																									
<p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 狂犬病の予防に関する事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事務</th> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>犬の登録</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>イ ～ エ</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)～(9) 略</p> <p>(10) 高圧ガスの保安に関する事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事務</th> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>高圧ガスの製造の許可</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>			事務	区分	手数料の額	ア	犬の登録	略	略	イ ～ エ	略	略	略		事務	区分	手数料の額	ア	高圧ガスの製造の許可	略	略	<p>(手数料の種類及び金額)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 狂犬病の予防に関する事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事務</th> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>犬の登録(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定により犬の登録の申請があったものとみなして行う登録を除く。)</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>イ ～ エ</td> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)～(9) 略</p> <p>(10) 高圧ガスの保安に関する事務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事務</th> <th>区分</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア</td> <td>高圧ガスの製造の許可</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>			事務	区分	手数料の額	ア	犬の登録(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定により犬の登録の申請があったものとみなして行う登録を除く。)	略	略	イ ～ エ	略	略	略		事務	区分	手数料の額	ア	高圧ガスの製造の許可	略	略
	事務	区分	手数料の額																																								
ア	犬の登録	略	略																																								
イ ～ エ	略	略	略																																								
	事務	区分	手数料の額																																								
ア	高圧ガスの製造の許可	略	略																																								
	事務	区分	手数料の額																																								
ア	犬の登録(動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第39条の7第2項の規定により犬の登録の申請があったものとみなして行う登録を除く。)	略	略																																								
イ ～ エ	略	略	略																																								
	事務	区分	手数料の額																																								
ア	高圧ガスの製造の許可	略	略																																								

		法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	設備の処理容積	略	略
				100立方メートル以上200立方メートル未満	7,400円
		略			略
イ エ	略	略			略
オ	高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯	設置の完成検査	高圧ガスの製造のための施設	アの区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額	

		法第5条第1項第1号に該当する者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの	設備の処理容積	略	略
				100立方メートル以上200立方メートル未満	7,400円
		設備の処理容積にかかわらず、当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可を受けた者			6,000円
		略			略
イ エ	略	略			略
オ	高圧ガスの製造のための施設又は第1種貯	設置の完成検査	高圧ガスの製造のための施設	アの区分に従い、それぞれ当該手数料の額の4分の3に相当する額	

蔵所の 完成 検査			(法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円)
		略	略
	略	略	略

蔵所の 完成 検査			(法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、6,100円)
		略	略
	略	略	略

カ コ	略	略	略	略
--------	---	---	---	---

備考 略
(11)・(12) 略

カ コ	略	略	略	略
--------	---	---	---	---

備考 略
(11)・(12) 略

摂津市立学校条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(小学校の設置) 第2条 略 (1)～(9) 略 <u>(10) 摂津市立鳥飼東小学校</u> <u>摂津市鳥飼上三丁目4番51号</u></p>	<p>(小学校の設置) 第2条 略 (1)～(9) 略</p>

摂津市立児童発達支援センター条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p><u>第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)</u></p> <p><u>第 2 章 福祉型児童発達支援センター(第 5 条—第 11 条)</u></p> <p><u>第 3 章 障害児通所支援事業所(第 12 条—第 15 条)</u></p> <p><u>第 4 章 使用料(第 16 条—第 18 条)</u></p> <p><u>第 5 章 雑則(第 19 条・第 20 条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>第 1 章 総則</u></p> <p>(施設)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1) <u>福祉型児童発達支援センター</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>(施設)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>(1) <u>児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 43 条に規定する児童発達支援センター</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>2 前項各号に掲げる施設の名称は、次のとおりとする。</u></p>

(指定管理者が行う業務)

第4条 略

- (1) 第5条及び第12条の事業に関する業務
- (2)・(3) 略

第2章 福祉型児童発達支援センター

(事業)

第5条 第2条第1号の福祉型児童発達支援センター(以下「福祉型児童発達支援センター」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第21条の5の3第1項の規定による指定を受けて行う法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援に関する事業及び同条第6項に規定する保育所等訪問支援に関する事業

施設の区分	名称
<u>法第43条に規定する児童発達支援センター</u>	摂津市立つくし園
<u>障害児通所支援事業所</u>	摂津市立めばえ園

(指定管理者が行う業務)

第4条 略

- (1) 次条の事業に関する業務
- (2)・(3) 略

(事業)

第5条 児童発達支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 第2条第1項第1号に掲げる施設において行う次に掲げる事業

ア 法第21条の5の3第1項の規定による指定を受け

(2) 法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の規定による指定を受けて行う法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援に関する事業

(3) 略

第 6 条 削除

(開所時間)

第 7 条 福祉型児童発達支援センターの開所時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休所日)

第 8 条 福祉型児童発達支援センターの休所日は、次に掲

て行う法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援に関する事業及び同条第 5 項に規定する保育所等訪問支援に関する事業

イ 法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号の規定による指定を受けて行う法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する障害児相談支援に関する事業

(2) 第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる施設において行う法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定による指定を受けて行う法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する放課後等デイサービスに関する事業

(3) 略

(開所時間)

第 6 条 児童発達支援センターの開所時間は、午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(休所日)

第 7 条 児童発達支援センターの休所日は、次に掲げると

げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開所し、又は休所することができる。

(1)～(3) 略

(入所することができる者)

第 9 条 福祉型児童発達支援センターに入所することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第 21 条の 5 の 5 第 1 項の規定による通所給付決定(法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援に係るものに限る。)に係る障害児

(2) 略

(入所の制限)

第 10 条 指定管理者は、福祉型児童発達支援センターに入所しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入所を承認しないことができる。

(1) 病院等に入院して治療等を受ける必要があると認められるとき。

おりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に開所し、又は休所することができる。

(1)～(3) 略

(利用することができる者)

第 8 条 児童発達支援センターを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 法第 21 条の 5 の 5 第 1 項の規定による通所給付決定(第 5 条第 1 号ア及び第 2 号に掲げる事業に係るものに限る。)に係る障害児及びその保護者

(2) 略

(3) 法第 24 条の 26 第 1 項に規定する障害児相談支援対象保護者

(4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(利用の制限)

第 9 条 指定管理者は、児童発達支援センターを利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を制限することができる。

(2) 感染症又は感染症の疑いがあると認められるとき。

(3) 前 2 号に掲げる場合のほか、入所させることが適当でないと認められるとき。

(退所)

第 11 条 指定管理者は、福祉型児童発達支援センターに入所している者(以下この条において「入所者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入所者を退所させることができる。

(1) 法第 21 条の 5 の 9 第 1 項の規定により通所給付決定の取消しがあったとき。

(2) 病気その他の理由により入所させておくことが困難と認められるとき。

(3) 入所者の保護者から退所の申し出があり、適当と認められるとき。

(4) 前 3 号に掲げる場合のほか、入所させておくことが適当でないと認められるとき。

第 3 章 障害児通所支援事業所

(事業)

(1) 感染症にかかり、又はかかっている疑いがあると認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、利用させることが適当でないと認められるとき。

第 12 条 第 2 条第 2 号の障害児通所支援事業所(以下「障害児通所支援事業所」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定による指定を受けて行う法第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービスに関する事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(開所時間及び休所日)

第 13 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、障害児通所支援事業所について準用する。

(利用することができる者)

第 14 条 障害児通所支援事業所を利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 法第 21 条の 5 の 5 第 1 項の規定による通所給付決定(法第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービスに係るものに限る。)に係る障害児
- (2) 法第 21 条の 6 の規定による措置に係る障害児

(利用の制限)

第 15 条 指定管理者は、障害児通所支援事業所を利用しよ

うとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しないことができる。

(1) 感染症又は感染症の疑いがあると認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、利用させることが適当でないと認められるとき。

第4章 使用料

(使用料)

第16条 児童発達支援センターを利用する者(以下「利用者」という。)の保護者は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料(第5条第1号及び第12条第1号に掲げる事業に係るものに限る。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第21条の5の7第11項の規定により児童発達支援センターが利用者の保護者に代わり法第21条の5の3第2項に規定する障害児通所給付費を受領する場合における当該保護者の使用料の額は、同項第2号に掲げる額とする。

(使用料の減免)

(使用料)

第10条 児童発達支援センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、法第21条の5の3第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額の使用料(第5条第1号ア及び第2号に掲げる事業に係るものに限る。以下同じ。)を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第21条の5の7第11項の規定により児童発達支援センターが利用者に代わり法第21条の5の3第2項に規定する障害児通所給付費を受領する場合における当該利用者の使用料の額は、同項第2号に掲げる額とする。

(使用料の減免)

第 17 条 略

(使用料の不還付)

第 18 条 略

第 5 章 雑則

(損害賠償義務)

第 19 条 略

(委任)

第 20 条 略

附 則

1・2 略

(使用料の額の特例)

- 3 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に おいて、同一の月における使用料(第 5 条第 1 号に規定する保育所等訪問支援(小学校就学の始期に達するまでの者以外の者に係るものに限る。))に関する事業及び第 12 条第 1 号に掲げる事業に係るものを除く。以下この項において

第 11 条 略

(使用料の不還付)

第 12 条 略

(損害賠償義務)

第 13 条 略

(委任)

第 14 条 略

附 則

1・2 略

(使用料の額の特例)

- 3 当分の間、同一の月における使用料(第 5 条第 1 号アに規定する保育所等訪問支援(小学校就学の始期に達するまでの者以外の者に係るものに限る。))に関する事業及び同条第 2 号に掲げる事業に係るものを除く。以下この項において同じ。)の額(第 10 条第 2 項の規定に該当するものに

同じ。)の額(第 16 条第 2 項の規定に該当するものに限る。以下この項において同じ。)の合計額が、市長が別に定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該同一の月における使用料の額は、当該市長が別に定める額とする。

限る。以下この項において同じ。)の合計額が、市長が別に定める額を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該同一の月における使用料の額は、当該市長が別に定める額とする。

摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(<u>掲示</u>)</p> <p>第 23 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、第 20 条に規定する規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示しなければならない</u>。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第 36 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2</p>	<p>(<u>掲示等</u>)</p> <p>第 23 条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、第 20 条に規定する規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を<u>掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)</u>により公衆の閲覧に供し<u>なければならない</u>。</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第 36 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第 1 項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第 6 条第 3 項及び第 7 条第 2 項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第 6 条第 2</p>

項中「法第 19 条第 1 号」とあるのは「法第 19 条第 2 号」と、「現に利用している同号」とあるのは「現に利用している同条第 1 号又は第 2 号」と、「の同号」とあるのは「の同条第 1 号」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(電磁的記録等)

第 53 条 略

2 略

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

項中「認定こども園又は幼稚園」とあるのは「特別利用教育を提供している施設」と、「法第 19 条第 1 号」とあるのは「法第 19 条第 2 号」と、「現に利用している同号」とあるのは「現に利用している同条第 1 号又は第 2 号」と、「の同号」とあるのは「の同条第 1 号」と、第 13 条第 2 項中「法第 27 条第 3 項第 1 号に掲げる額」とあるのは「法第 28 条第 2 項第 3 号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第 4 項第 3 号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を含む。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用教育を受ける者を除く。)」とする。

(電磁的記録等)

第 53 条 略

2 略

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3～6 略

摂津市立集会所条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案																																				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1" data-bbox="266 601 1086 1315"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>摂津市立第5集会所 (南別府町老人常設集会所)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>摂津市立第6集会所</u></td> <td><u>一津屋二丁目18番13号</u></td> </tr> <tr> <td>摂津市立第7集会所</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>摂津市立第29集会所 (鳥飼上東老人常設集会所)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td><u>摂津市立第30集会所</u> <u>(一津屋西老人常設集会所)</u></td> <td><u>一津屋二丁目7番3号</u></td> </tr> <tr> <td>摂津市立第31集会所 (味舌東老人常設集会所)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	摂津市立第5集会所 (南別府町老人常設集会所)	略	<u>摂津市立第6集会所</u>	<u>一津屋二丁目18番13号</u>	摂津市立第7集会所	略	略	略	摂津市立第29集会所 (鳥飼上東老人常設集会所)	略	<u>摂津市立第30集会所</u> <u>(一津屋西老人常設集会所)</u>	<u>一津屋二丁目7番3号</u>	摂津市立第31集会所 (味舌東老人常設集会所)	略	略	略	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 略</p> <table border="1" data-bbox="1167 601 1986 1166"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>摂津市立第5集会所 (南別府町老人常設集会所)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>摂津市立第7集会所</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>摂津市立第29集会所 (鳥飼上東老人常設集会所)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>摂津市立第31集会所 (味舌東老人常設集会所)</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	摂津市立第5集会所 (南別府町老人常設集会所)	略	摂津市立第7集会所	略	略	略	摂津市立第29集会所 (鳥飼上東老人常設集会所)	略	摂津市立第31集会所 (味舌東老人常設集会所)	略	略	略
名称	位置																																				
略	略																																				
摂津市立第5集会所 (南別府町老人常設集会所)	略																																				
<u>摂津市立第6集会所</u>	<u>一津屋二丁目18番13号</u>																																				
摂津市立第7集会所	略																																				
略	略																																				
摂津市立第29集会所 (鳥飼上東老人常設集会所)	略																																				
<u>摂津市立第30集会所</u> <u>(一津屋西老人常設集会所)</u>	<u>一津屋二丁目7番3号</u>																																				
摂津市立第31集会所 (味舌東老人常設集会所)	略																																				
略	略																																				
名称	位置																																				
略	略																																				
摂津市立第5集会所 (南別府町老人常設集会所)	略																																				
摂津市立第7集会所	略																																				
略	略																																				
摂津市立第29集会所 (鳥飼上東老人常設集会所)	略																																				
摂津市立第31集会所 (味舌東老人常設集会所)	略																																				
略	略																																				

摂津市立保健センター条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(事業) 第2条 略 (1)～(7) 略 (8) 介護保険法第115条の47第4項の規定による委託を受けて行う同法第115条の45第1項第1号ロ及び同項第2号に掲げる事業 (9) 略</p>	<p>(事業) 第2条 略 (1)～(7) 略 (8) 介護保険法第115条の47第5項の規定による委託を受けて行う同法第115条の45第1項第1号ロ及び第2号に掲げる事業 (9) 略</p>

摂津市国民健康保険条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第 12 条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号)第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した<u>介護納付金賦課額(同項第 3 号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)</u>の合算額とする。</p> <p>(<u>一般被保険者に係る基礎賦課総額</u>)</p> <p>第 12 条の 2 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者(法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)</u>以外の被保険者をいう。以下同じ。))に係る基礎賦課額(第 20 条第 1 項、第 20 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに第 20 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により基</p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第 12 条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和 33 年政令第 362 号。<u>以下「令」という。</u>)第 29 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第 2 号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第 3 号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した<u>介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)</u>の合算額とする。</p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第 12 条の 2 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第 20 条第 1 項、第 20 条の 3 第 1 項及び第 2 項並びに第 20 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に</p>

礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

ア 療養の給付に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用(一般被保険者に係るものに限る。)の額の合算額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の 7 第 1 項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用(大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))並びに介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充て

掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 略

ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額

イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の 7 第 1 項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。)の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))並びに介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

る部分を除く。)の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

(2) 略

ア 略

イ 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 略

ア 略

イ 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納

付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金(エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。)(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用(法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 70 条第 1 項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。))に係るものを除く。)の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金並びに国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。))の額並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和 34 年政令第 41 号)第 6 条第 6 項第 1 号から第 3 号までに掲げる額(同項第 1 号に掲げる額については、規則で定める額を除く。)を除く。)の額

付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 法第 75 条の 2 第 1 項の国民健康保険保険給付費等交付金の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第 72 条の 3 第 1 項、第 72 条の 3 の 2 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金^{の額並びに国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和 34 年政令第 41 号)第 6 条第 6 項第 1 号から第 3 号までに掲げる額(同項第 1 号に掲げる額については、規則で定める額を除く。))}の額

(一般被保険者に係る基礎賦課額)

第 13 条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第 14 条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36

(基礎賦課額)

第 13 条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。この場合において、当該合計額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第 14 条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(同法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 8 項又は第 11 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第 34 条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定

条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 20 条第 1 項第 1 号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号

の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条第 5 項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第 32 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 3 第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第 35 条の 2 の 6 第 11 項又は第 35 条の 3 第 13 項若しくは第 15 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第 35 条の 4 の 2 第 7 項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和 37 年法律第 144 号)第 8 条第 2 項(同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。第 20 条第 1 項第 1 号において同じ。))に規定する特例適用利子等の額、同法第 8 条第 4 項(同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。同号において同

において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第20条第1項において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の8.94

(2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき33,345円

(3) 略

じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第20条第1項において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 略

(基礎賦課額の保険料率)

第15条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 法第82条の3第1項及び第3項の規定により大阪府が算定し、及び通知する市町村標準保険料率(以下「市町村標準保険料率」という。)のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 略

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1 世帯につき 33,247 円

イ 特定同一世帯所属者(法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) アに定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) アに定める額に 4 分の 3 を乗じて得た額

2 略

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ 特定同一世帯所属者(法第 6 条第 8 号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下「特定月」という。)以後 5 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。) アに定める額に 2 分の 1 を乗じて得た額

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。) アに定める額に 4 分の 3 を乗じて得た額

2 略

3 市長は、第 1 項に規定する保険料率を決定したときは、当該保険料率について速やかに告示しなければならない。

第 15 条の 2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第 15 条の 3 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第 15 条第 1 項第 1 号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第 15 条の 4 第 15 条の 2 の被保険者均等割額は、第 15 条第 1 項第 2 号の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第 15 条の 4 の 2 第 15 条の 2 の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第15条第1項第3号アに定めるところにより算定した額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者(法附則第6条第1項に規定する退職被保険者をいう。以下同じ。)の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条第1項第3号イに定めるところにより算定した額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

(基礎賦課限度額)

第15条の5 第13条又は第15条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。以下同じ。)は、650,000円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

(基礎賦課限度額)

第15条の2 第13条の基礎賦課額は、各年度の保険料の賦課期日の前日において施行されていた令第29条の7第2項第9号に規定する額を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第 15 条の 5 の 2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第 20 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項、第 20 条の 3 第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項及び第 2 項並びに第 20 条の 4 第 4 項において読み替えて準用する同条第 1 項及び第 2 項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額

(2) 略

ア 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限

第 15 条の 3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第 20 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項、第 20 条の 3 第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項及び第 2 項並びに第 20 条の 4 第 4 項において読み替えて準用する同条第 1 項及び第 2 項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) 略

ア 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限

る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第15条の5の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)の合計額とする。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の5の4 前条の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(後期高齢者支援金等賦課額)

第15条の4 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。この場合において、当該合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第15条の5 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.97

(2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき10,584円

(3) 略

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき10,574円

イ・ウ 略

2 略

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第15条の5の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の5の2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

(3) 略

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額

イ・ウ 略

2 略

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、当該保険料率について速やかに告示しなければならない。

被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額(退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額)とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第 15 条の 5 の 7 前条の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に、第 15 条の 5 の 5 第 1 項第 1 号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第 15 条の 5 の 8 第 15 条の 5 の 6 の被保険者均等割額は、第 15 条の 5 の 5 第 1 項第 2 号の規定により算定した額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第 15 条の 5 の 9 第 15 条の 5 の 6 の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第15条の5の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額
- (2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条の5の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額
- (3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第15条の5の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の5の10 第15条の5の3又は第15条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第20条第3項において同じ。)は、200,000円を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の5の3 第15条の4の後期高齢者支援金等賦課額は、各年度の保険料の賦課期日の前日において施行されていた令第29条の7第3項第8号に規定する額を超えることができない。

(介護納付金賦課総額)

第 15 条の 6 略

- (1) 略
- (2) 略

ア 法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び法附則第 22 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第 9 条第 1 項の規定により読み替えられた法第 72 条の 3 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課額)

第 15 条の 7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。

第 15 条の 6 略

- (1) 略
- (2) 略

ア 法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 75 条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第 72 条の 3 第 1 項及び第 72 条の 3 の 3 第 1 項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課額)

第 15 条の 7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額とする。この場合において、当該額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第 15 条の 9 略

(1) 所得割 100 分の 2.61

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課被保険者 1 人につき 19,552 円

2 略

(介護納付金賦課限度額)

第 15 条の 10 第 15 条の 7 の介護納付金賦課額は、170,000 円を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第 18 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、若しくは 1 世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった

(介護納付金賦課額の保険料率)

第 15 条の 9 略

(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における所得割の率

(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、介護納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額

2 略

3 市長は、第 1 項に規定する保険料率を決定したときは、当該保険料率について速やかに告示しなければならない。

(介護納付金賦課限度額)

第 15 条の 10 第 15 条の 7 の介護納付金賦課額は、各年度の保険料の賦課期日の前日において施行されていた令第 29 条の 7 第 4 項第 8 号に規定する額を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第 18 条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、若しくは 1 世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は 1 世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった

若しくは国民健康保険法施行令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第 13 条、第 15 条の 2、第 15 条の 5 の 3 若しくは第 15 条の 5 の 6の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第 15 条の 7 の額、第 20 条第 1 項各号(同条第 3 項又は第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第 20 条の 3 第 1 項(同条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する第 15 条第 1 項第 2 号若しくは第 15 条の 4 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額、第 20 条の 3 第 2 項第 1 号(同条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する額、第 20 条の 4 第 1 項各号(同条第 4 項又は第 5 項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する額又は同条第 2 項各号(同条第 4 項又は第 5 項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数

若しくは令第 29 条の 7 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第 13 条若しくは第 15 条の 4 の額(被保険者数が増加し、若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第 15 条の 7 の額、第 20 条第 1 項各号(同条第 3 項又は第 4 項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第 20 条の 3 第 1 項(同条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する第 15 条第 1 項第 2 号の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額、第 20 条の 3 第 2 項第 1 号(同条第 3 項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する額、第 20 条の 4 第 1 項各号(同条第 4 項又は第 5 項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する額又は同条第 2 項各号(同条第 4 項又は第 5 項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第 6 条第 1 号から第 8 号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が増加した場合には、その減少した日が月の初日であるときに限り、そ

が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条、第15条の2、第15条の5の3若しくは第15条の5の6の額、第15条の7の額、第20条第1項各号に定める額、第20条の3第1項に規定する第15条第1項第2号若しくは第15条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第2項第1号に規定する額、第20条の4第1項各号に規定する額又は同条第2項各号に規定する額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条

の前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条若しくは第15条の4の額、第15条の7の額、第20条第1項各号に定める額、第20条の3第1項に規定する第15条第1項第2号の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第20条の3第2項第1号に規定する額、第20条の4第1項各号に規定する額又は同条第2項各号に規定する額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第20条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額

の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)とする。

(1) 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、290,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第15条の2に規定する賦課限度額を超える場合には、当該賦課限度額)とする。

(1) 略

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、令第29条の7第5項第3号ロの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて、前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)に、535,000 円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条又

(3) 第 1 号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第 314 条の 2 第 2 項第 1 号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加えた金額)に、令第 29 条の 7 第 5 項第 3 号ハの規定において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に乘じることとされた金額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって、前 2 号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条」

は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 5 の 3 又は第 15 条の 5 の 6」と、「650,000 円」とあるのは「200,000 円」と、前項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 5 の 5 第 2 項」と読み替えるものとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 7」と、「650,000 円」とあるのは「170,000 円」と、第 2 項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 9 第 2 項」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第 20 条の 3 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、次項に規定する場合を除き、第 15 条第 1 項第 2 号又は第 15 条の 4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を控除して得た額とする。

2 略

とあるのは「第 15 条の 4」と、「第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 5 の 3」と、前項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 5 の 2 第 2 項」と読み替えるものとする。

- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 15 条の 7」と、「第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 10」と、第 2 項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 9 第 2 項」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第 20 条の 3 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、次項に規定する場合を除き、第 15 条第 1 項第 2 号の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率にそれぞれ 10 分の 5 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を控除して得た額とする。

2 略

(1) 第 15 条第 1 項第 2 号又は第 15 条の 4 の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第 20 条第 1 項各号に掲げる納付義務者の区分に応じてそれぞれ同項各号アに規定する割合を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を控除して得た額

(2) 略

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条第 1 項第 2 号又は第 15 条の 4」とあるのは「第 15 条の 5 の 5 第 1 項第 2 号又は第 15 条の 5 の 8」と、前項中「第 20 条第 1 項の」とあるのは「第 20 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項の」と、同項第 1 号中「第 20 条第 1 項各号」とあるのは「第 20 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項各号」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第 20 条の 4 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第 29 条の 7 第 5 項第 8 号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち

(1) 第 15 条第 1 項第 2 号の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第 20 条第 1 項各号に掲げる納付義務者の区分に応じてそれぞれ同項各号アに規定する割合を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。)を控除して得た額

(2) 略

3 前 2 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 15 条第 1 項第 2 号」とあるのは「第 15 条の 5 の 2 第 1 項第 2 号」と、前項中「第 20 条第 1 項の」とあるのは「第 20 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項の」と、同項第 1 号中「第 20 条第 1 項各号」とあるのは「第 20 条第 3 項において読み替えて準用する同条第 1 項各号」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第 20 条の 4 当該年度において、世帯に出産被保険者(令第 29 条の 7 第 5 項第 8 号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、次項に

基礎賦課額は、次項に規定する場合を除き、第 13 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が 650,000 円 を超える場合には、650,000 円)とする。

(1)・(2) 略

- 2 当該年度において、第 20 条第 1 項の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 13 条又は第 15 条の 2 の基礎賦課額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が 650,000 円 を超える場合には、650,000 円)とする。

(1)・(2) 略

3 略

- 4 前 3 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項及び第 2 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条又は第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 5 の 3 又は第 15 条の 5 の 6」と、「650,000 円」とあるのは「200,000 円」と、前項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 5 の 5 第 2 項」と読み替えるものとする。

- 5 第 1 項から第 3 項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項及び第 2

規定する場合を除き、第 13 条の基礎賦課額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第 15 条の 2 に規定する賦課限度額を超える場合には、当該賦課限度額)とする。

(1)・(2) 略

- 2 当該年度において、第 20 条第 1 項の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第 13 条の基礎賦課額から次に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第 15 条の 2 に規定する賦課限度額を超える場合には、当該賦課限度額)とする。

(1)・(2) 略

3 略

- 4 前 3 項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項及び第 2 項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第 13 条」とあるのは「第 15 条の 4」と、「第 15 条の 2」とあるのは「第 15 条の 5 の 3」と、前項中「第 15 条第 2 項」とあるのは「第 15 条の 5 の 2 第 2 項」と読み替えるものとする。

- 5 第 1 項から第 3 項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項及び第 2

項中「がある場合」とあるのは「(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)がある場合」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7」と、「650,000円」とあるのは「170,000円」と、第3項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の9第2項」と読み替えるものとする。

項中「がある場合」とあるのは「(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)がある場合」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第15条の7」と、「第15条の2」とあるのは「第15条の10」と、第3項中「第15条第2項」とあるのは「第15条の9第2項」と読み替えるものとする。

摂津市介護保険条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(介護認定審査会の委員の定数)</p> <p>第 2 条 摂津市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、<u>50</u>人以内とする。</p> <p>(保険料率)</p> <p>第 4 条 <u>令和 3 年度から令和 5 年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>37,680 円</u></p> <p>(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>52,752 円</u></p> <p>(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>56,520 円</u></p> <p>(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>67,824 円</u></p> <p>(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>75,360 円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>90,432 円</u></p>	<p>(介護認定審査会の委員の定数)</p> <p>第 2 条 摂津市介護認定審査会(以下「認定審査会」という。)の委員の定数は、<u>80</u>人以内とする。</p> <p>(保険料率)</p> <p>第 4 条 <u>令和 6 年度から令和 8 年度までの</u>各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第 1 号被保険者(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 9 条第 1 号に規定する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号。以下「令」という。)第 39 条第 1 項第 1 号に掲げる者 <u>35,436 円</u></p> <p>(2) 令第 39 条第 1 項第 2 号に掲げる者 <u>50,628 円</u></p> <p>(3) 令第 39 条第 1 項第 3 号に掲げる者 <u>53,748 円</u></p> <p>(4) 令第 39 条第 1 項第 4 号に掲げる者 <u>70,092 円</u></p> <p>(5) 令第 39 条第 1 項第 5 号に掲げる者 <u>77,880 円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>93,456 円</u></p>

ア 合計所得金額(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。以下同じ。)が 120 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第 2 条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ又は 第 11 号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 97,968 円

ア 合計所得金額が 210 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ア 合計所得金額(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 33 条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第 22 条の 2 第 2 項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が 0 を下回る場合には、0 とする。以下同じ。)が 70 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 6 条第 2 項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護(同法第 2 条に規定する保護をいう。以下同じ。)を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 8 号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ又は第 16 号イに該当する者を除く。)

(7) 次のいずれかに該当する者 97,356 円

ア 合計所得金額が 120 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 9 号イ、第 10 号イ又は第 11 号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 105,504 円

ア 合計所得金額が 320 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 10 号イ又は第 11 号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 113,040 円

ア 合計所得金額が 400 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第 11 号イに該当する者を除く。)

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 9 号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ又は第 16 号イに該当する者を除く。)

(8) 次のいずれかに該当する者 101,244 円

ア 合計所得金額が 150 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 10 号イ、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ又は第 16 号イに該当する者を除く。)

(9) 次のいずれかに該当する者 109,032 円

ア 合計所得金額が 210 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 11 号イ、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ又は第

(10) 次のいずれかに該当する者 131,880 円

ア 合計所得金額が 600 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 139,416 円

ア 合計所得金額が 1,000 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

16 号イに該当する者を除く。)

(10) 次のいずれかに該当する者 116,820 円

ア 合計所得金額が 250 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 12 号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ又は第 16 号イに該当する者を除く。)

(11) 次のいずれかに該当する者 124,608 円

ア 合計所得金額が 320 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 13 号イ、第 14 号イ、第 15 号イ又は第 16 号イに該当する者を除く。)

(12) 次のいずれかに該当する者 132,396 円

ア 合計所得金額が 420 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額につ

いてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 14 号イ、第 15 号イ又は第 16 号イに該当する者を除く。)

(13) 次のいずれかに該当する者 147,972 円

ア 合計所得金額が 520 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、第 15 号イ又は第 16 号イに該当する者を除く。)

(14) 次のいずれかに該当する者 163,548 円

ア 合計所得金額が 620 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第 39 条第 1 項第 1 号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第 16 号イに該当する者を除く。)

(15) 次のいずれかに該当する者 179,124 円

ア 合計所得金額が 720 万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 150,720 円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,608 円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、33,912 円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))又は次号イに該当する者を除く。)

(16) 次のいずれかに該当する者 183,024 円

ア 合計所得金額が1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。))に該当する者を除く。)

(17) 前各号のいずれにも該当しない者 186,912 円

- 2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、22,200 円とする。
- 3 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、35,052 円とする。
- 4 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度

における保険料率は、同号の規定にかかわらず、52,752円とする。

(普通徴収に係る納期)

第5条 普通徴収に係る保険料は、毎月末日(その日が銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する銀行の休日に当たるときは、その日の翌日)までに納付しなければならない。

2 前項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定める。この場合において、市長は、当

における保険料率は、同号の規定にかかわらず、53,352円とする。

(普通徴収に係る納期)

第5条 普通徴収に係る保険料の納期は、次のとおりとする。

- (1) 第1期 7月1日から同月末日まで
- (2) 第2期 8月1日から同月末日まで
- (3) 第3期 9月1日から同月末日まで
- (4) 第4期 10月1日から同月末日まで
- (5) 第5期 11月1日から同月末日まで
- (6) 第6期 12月1日から同月末日まで
- (7) 第7期 1月1日から同月末日まで
- (8) 第8期 2月1日から同月末日まで
- (9) 第9期 3月1日から同月末日まで

2 前項に規定する保険料の納期の末日が銀行法(昭和56年法律第59号)第15条第1項に規定する銀行の休日に当たるときは、その日の翌日を納期の末日とする。

3 第1項に規定する納期により難い第1号被保険者に係る納期は、市長が別に定める。この場合において、市長は、

該第 1 号被保険者に対し、その納期を通知しなければならない。

- 3 各納期の保険料額に 10 円未満の端数があるとき又はその保険料額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期(第 7 条第 2 項の場合にあっては、当該年度分の保険料額が確定した日以後の最初の納期)に係る保険料額に合算する。

(賦課期日後において第 1 号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合)

第 6 条 略

2 略

- 3 保険料の賦課期日後に令第 39 条第 1 項第 1 号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第 2 号ロ、第 3 号ロ、第 4 号ロ、第 5 号ロ、第 6 号ロ、第 7 号ロ、第 8 号ロ又は第 9 号ロに該当するに至った第 1 号被保険者に係る保険料額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第 1 号被保険者に係る保険料額と当該該当するに至った日の属する月から同項第 1 号から第 9 号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料額の合算額とする。

当該第 1 号被保険者に対し、その納期を通知しなければならない。

- 4 各納期の保険料額に 10 円未満の端数があるとき又はその保険料額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、全て最初の納期に係る保険料額に合算する。

(賦課期日後において第 1 号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合)

第 6 条 略

2 略

- 3 保険料の賦課期日後に令第 39 条第 1 項第 1 号イ(同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ若しくはニ、第 2 号ロ、第 3 号ロ、第 4 号ロ、第 5 号ロ、第 6 号ロ、第 7 号ロ、第 8 号ロ、第 9 号ロ、第 10 号ロ、第 11 号ロ、第 12 号ロ又は第 13 号ロに該当するに至った第 1 号被保険者に係る保険料額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第 1 号被保険者に係る保険料額と当該該当するに至った日の属する月から同項第 1 号から第 13 号までのいずれかに規定する者として月割により算定した保険料額の合算額とする。

4 略

(普通徴収の特例)

第 7 条 保険料額の算定の基礎に用いる市町村民税の課税若しくは非課税の別又は合計所得金額が確定しないため当該年度分の保険料額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において徴収すべき保険料に限り、第 1 号被保険者について、その者の前年度分の保険料額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額(市長が必要と認める場合においては、当該額の範囲内において市長が定める額とする。)を、それぞれの納期に係る保険料として普通徴収する。

2 前項の規定により保険料を賦課した場合において、当該保険料額が当該年度分の保険料額に満たないこととなるときは当該年度分の保険料額が確定した日以後の納期において、その不足保険料額を徴収し、既に徴収した保険料額が当該年度分の保険料額を超えることとなるときはその過納額を還付し、又は当該第 1 号被保険者の未納に係る徴収金に充当する。

(普通徴収の特例に係る保険料額の修正の申出等)

第 8 条 前条第 1 項の規定により保険料を賦課した場合に

4 略

第 7 条及び第 8 条 削除

において、当該年度分の保険料額が前年度分の保険料額の2分の1に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定により保険料を普通徴収されることとなる者は、同項の規定により算定された保険料額について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条に規定する納入の通知を受けた日から30日以内に、市長に同項の規定により徴収される保険料額の修正を申し出ることができる。

2 前項の規定による修正の申出があった場合において、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市長は、当該年度分の保険料額の見積額を基礎として、前条第1項の規定により徴収する保険料額を修正しなければならない。

(保険料に関する申告)

第14条 第1号被保険者は、毎年3月15日までに、第1号被保険者本人の所得状況及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の保険料賦課に必要な前年中の所得につき、地方税法第317条の2第1項の申告書(当該第1号被保険者及

(保険料に関する申告)

第14条 第1号被保険者は、毎年3月15日まで(同月1日以後に第1号被保険者の資格を取得した者にあつては、当該資格を取得した日から15日以内)に、第1号被保険者本人の所得状況及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の市町村民税の課税者の有無その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該第1号被保険者及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の保

び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者のすべてが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

険料賦課に必要な前年中の所得につき、地方税法第 317 条の 2 第 1 項の申告書(当該第 1 号被保険者及び当該者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の全てが同項に規定する給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者である場合には、同法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の給与支払報告書又は公的年金等支払報告書)が市長に提出されている場合においては、この限りでない。

摂津市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)<u>第17条の12</u>に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請に限る。)とする。</p>	<p>(指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者(複合型サービス(介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)<u>第64条第1号ハ</u>に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。)に係る指定の申請に限る。)とする。</p>

摂津市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数が <u>35</u> 又はその端数を増すごとに1とする。</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に規定する員数の基準は、利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により<u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)</u>が <u>44</u> 又はその端数を増すごとに1とする。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)</u>が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機</p>

(管理者)

第6条 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 管理者が同一敷地内にある他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス

と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

(管理者)

第6条 略

2 略

3 略

(1) 略

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定居宅介護支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、居宅サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならな

計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 略

い。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前 6 か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下この項において「訪問介護等」という。)がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合並びに前 6 か月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

4 略

4 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第7項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき第1項に規定する重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5 略

6 第4項の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第8項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき第1項に規定する重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

6 略

7 第5項の「電子情報処理組織」とは、指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

7 指定居宅介護支援事業者は、第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第4項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 略

8 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 略

(1)・(2) 略

(3)～(14) 略

8 指定居宅介護支援事業者は、第5項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第5項各号に掲げる方法のうち指定居宅介護支援事業者が使用するもの

(2) 略

9 略

(指定居宅介護支援の具体的取扱方針)

第16条 略

(1)・(2) 略

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行ってはならないこと。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(3)～(14) 略

(15) 略

ア 少なくとも1か月に1回は、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 略

(16)～(27) 略

(15) 略

ア 少なくとも1か月に1回は、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2か月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 略

(16)～(27) 略

(28) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならないこと。

(29) 略

(揭示)

第 25 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(記録の整備)

(28) 指定居宅介護支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から指定介護予防支援の業務の委託を受けるに当たっては、その業務量等を勘案し、当該指定居宅介護支援事業者が行う指定居宅介護支援の業務が適正に実施できるよう配慮しなければならないこと。

(29) 略

(揭示)

第 25 条 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第 32 条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る居宅サービス計画の完了の日(第 3 号に掲げる記録にあっては当該通知の日、第 5 号に掲げる記録にあっては当該記録を作成した日)から 5 年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第 19 条に規定する市町村への通知に係る記録

(4) 第 29 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第 30 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第 33 条 第 3 条及び前 2 章(第 29 条第 6 項及び第 7 項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「第 21 条」とあるのは「第 33 条において準用する第 21 条」と、同条第 2 項中「第 3 条」とあるのは「第 33 条において準用する第 3 条」と、第 13 条第 1 項中「指定居宅介護支援(法

第 32 条 略

2 指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る居宅サービス計画の完了の日(第 4 号に掲げる記録にあっては当該通知の日、第 6 号に掲げる記録にあっては当該記録を作成した日)から 5 年間保存しなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 第 16 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第 19 条の規定による市町村への通知に係る記録

(5) 第 29 条第 2 項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第 30 条第 2 項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第 33 条 第 3 条及び前 2 章(第 29 条第 6 項及び第 7 項を除く。)の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第 7 条第 1 項中「第 21 条」とあるのは「第 33 条において準用する第 21 条」と、同条第 2 項中「第 3 条」とあるのは「第 33 条において準用する第 3 条」と、第 13 条第 1 項中「指定居宅介護支援(法

第 46 条第 4 項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と、第 14 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 33 条において準用する前条第 1 項」と、第 16 条中「第 3 条」とあるのは「第 33 条において準用する第 3 条」と、「前条」とあるのは「第 33 条において準用する前条」と、第 32 条第 2 項第 1 号中「第 16 条第 13 号」とあるのは「第 33 条において準用する第 16 条第 13 号」と、同項第 2 号イ中「第 16 条第 7 号」とあるのは「第 33 条において準用する第 16 条第 7 号」と、同号ウ中「第 16 条第 9 号」とあるのは「第 33 条において準用する第 16 条第 9 号」と、同号エ中「第 16 条第 15 号」とあるのは「第 33 条において準用する第 16 条第 15 号」と、同項第 3 号中「第 19 条」とあるのは「第 33 条において準用する第 19 条」と、同項第 4 号中「第 29 条第 2 項」とあるのは「第 33 条において準用する第 29 条第 2 項」と、同項第 5 号中「第 30 条第 2 項」とあるのは「第 33 条において準用する第 30 条第 2 項」と読み替えるものとする。

第 46 条第 4 項の規定に基づき居宅介護サービス計画費が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。)とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と、第 14 条中「前条第 1 項」とあるのは「第 33 条において準用する前条第 1 項」と、第 16 条中「第 3 条」とあるのは「第 33 条において準用する第 3 条」と、「前条」とあるのは「第 33 条において準用する前条」と、前条第 2 項第 1 号中「第 16 条第 13 号」とあるのは「次条において準用する第 16 条第 13 号」と、同項第 2 号イ中「第 16 条第 7 号」とあるのは「次条において準用する第 16 条第 7 号」と、同号ウ中「第 16 条第 9 号」とあるのは「次条において準用する第 16 条第 9 号」と、同号エ中「第 16 条第 15 号」とあるのは「次条において準用する第 16 条第 15 号」と、同項第 3 号中「第 16 条第 2 号の 3」とあるのは「次条において準用する第 16 条第 2 号の 3」と、同項第 4 号中「第 19 条」とあるのは「次条において準用する第 19 条」と、同項第 5 号中「第 29 条第 2 項」とあるのは「次条において準用する第 29 条第 2 項」と、同項第 6 号中「第 30 条第 2 項」とあるのは「次条において準用する第 30 条第 2 項」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条及び第16条第26号(これらの規定を前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 略

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条及び第16条第26号(これらの規定を前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 略

摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(従業者の員数)</p> <p>第 5 条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、当該指定に係る事業所(以下「<u>指定介護予防支援事業所</u>」という。)ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「<u>担当職員</u>」という。)を置かなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第 6 条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、<u>指定介護予防支援事業所</u>ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>前項に規定する管理者</u>は、専らその職務に従事する者で</p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第 5 条 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者</u>は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「<u>担当職員</u>」という。)を置かなければならない。</p> <p>2 <u>指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者</u>は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第 6 条 <u>指定介護予防支援事業者</u>は、<u>当該指定に係る事業所</u>(以下「<u>指定介護予防支援事業所</u>」という。)ごとに常勤の管理者を置かなければならない。</p> <p>2 <u>地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支</u></p>

なければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

援事業者が前項の規定により置く管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員(以下この項において「主任介護支援専門員」という。)でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員(主任介護支援専門員を除く。)を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

(2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合(その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 略

(1) 略

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 略

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第3条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

4 略

(1) 略

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第36条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイ

5～8 略

(利用料等の受領)

第 13 条 略

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 14 条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

ルに第 1 項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

5～8 略

(利用料等の受領)

第 13 条 略

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 14 条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条第 1 項の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第 15 条 指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第 3 条、この章及び次章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(揭示)

第 24 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第 15 条 地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者は、法第 115 条の 23 第 3 項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第 3 条、この章及び次章(第 33 条第 29 号を除く。)の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(揭示)

第 24 条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において「重要事項」という。)を揭示しなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による揭示に代えることができる。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項を

(記録の整備)

第31条 略

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る介護予防サービス計画の完了の日(第3号に掲げる記録にあっては当該通知の日、第5号に掲げる記録にあっては当該記録を作成した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 略

ア～ウ 略

エ 第33条第15号に規定する評価の結果の記録

オ 略

(3) 第18条に規定する市への通知に係る記録

(4) 第28条第2項に規定する苦情の内容等の記録

ウェブサイトに掲載しなければならない。

(記録の整備)

第31条 略

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る介護予防サービス計画の完了の日(第4号に掲げる記録にあっては当該通知の日、第6号に掲げる記録にあっては当該記録を作成した日)から5年間保存しなければならない。

(1) 略

(2) 略

ア～ウ 略

エ 第33条第15号の規定による評価の結果の記録

オ 略

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第18条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 略

(1)・(2) 略

(3)～(15) 略

(16) 略

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3か月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

(6) 第29条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第33条 略

(1)・(2) 略

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

(3)～(15) 略

(16) 略

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3か月に1回は、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当す

る場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して 3 か月ごとの期間(以下この号において「期間」という。)について、少なくとも連続する 2 期間に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

エ 利用者の居宅を訪問しない月(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定

介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 略

(17)～(28) 略

(準用)

第35条 第3条及び第3章から前章まで(第28条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、同条第2項中「第3条」とあるのは「第35条において準用する第3条」と、第13条中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場合に係

月を除く。)においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所(指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。)を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

オ 略

(17)～(28) 略

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならないこと。

(準用)

第35条 第3条及び第3章から前章まで(第28条第6項及び第7項を除く。)の規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第35条において準用する第20条」と、同条第2項中「第3条」とあるのは「第35条において準用する第3条」と、第13条第1項中「指定介護予防支援(法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者を支払われる場

るものを除く。)とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と、第14条中「前条」とあるのは「第35条において準用する前条」と、第15条第4号中「第3条」とあるのは「第35条において準用する第3条」と、第31条第2項第1号中「第33条第14号」とあるのは「第35条において準用する第33条第14号」と、同項第2号イ中「第33条第7号」とあるのは「第35条において準用する第33条第7号」と、同号ウ中「第33条第9号」とあるのは「第35条において準用する第33条第9号」と、同号エ中「第33条第15号」とあるのは「第35条において準用する第33条第15号」と、同号オ中「第33条第16号」とあるのは「第35条において準用する第33条第16号」と、同項第3号中「第18条」とあるのは「第35条において準用する第18条」と、同項第4号中「第28条第2項」とあるのは「第35条において準用する第28条第2項」と、同項第5号中「第29条第2項」とあるのは「第35条において準用する第29条第2項」と、第33条中「第3条」とあるのは「第35条において準用する第3条」と、「前条」とあるのは「第35条において準用する前条」と読み替えるものとする。

合に係るものを除く。)とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「特例介護予防サービス計画費の額」と、第14条中「前条第1項」とあるのは「第35条において準用する前条第1項」と、第15条第4号中「第3条」とあるのは「第35条において準用する第3条」と、第31条第2項第1号中「第33条第14号」とあるのは「第35条において準用する第33条第14号」と、同項第2号イ中「第33条第7号」とあるのは「第35条において準用する第33条第7号」と、同号ウ中「第33条第9号」とあるのは「第35条において準用する第33条第9号」と、同号エ中「第33条第15号」とあるのは「第35条において準用する第33条第15号」と、同号オ中「第33条第16号」とあるのは「第35条において準用する第33条第16号」と、同項第3号中「第33条第2号の3」とあるのは「第35条において準用する第33条第2号の3」と、同項第4号中「第18条」とあるのは「第35条において準用する第18条」と、同項第5号中「第28条第2項」とあるのは「第35条において準用する第28条第2項」と、同項第6号中「第29条第2項」とあるのは「第35条において準用する第29条第2項」と、第33条中「第3条」とあるのは「第35条において準用する第3条」と、「前条」とあるのは「第35条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条及び第33条第26号(これらの規定を前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 略

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第10条及び第33条第26号(これらの規定を前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 略

摂津市水道事業の給水等に関する条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(工事の申込み)</p> <p>第 13 条 工事(軽微な修繕(法第 16 条の 2 第 3 項ただし書に規定する<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更をいう。)を除く。)をしようとする者は、あらかじめ管理者に工事の申込みをし、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申込みがあった<u>場合</u>、管理者は、利害関係人の同意書その他必要な書類等の提出を求めることができる。</p>	<p>(工事の申込み)</p> <p>第 13 条 工事(軽微な修繕(法第 16 条の 2 第 3 項ただし書に規定する<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更をいう。)を除く。)をしようとする者は、あらかじめ管理者に工事の申込みをし、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申込みがあった<u>場合は</u>、管理者は、利害関係人の同意書その他必要な書類等の提出を求めることができる。</p>

摂津市消防団員等公務災害補償条例（抄）

下線部分は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200 円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>(傷病補償年金)</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100 円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200 円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>(傷病補償年金)</p>

第8条の2 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、市は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

(1)・(2) 略

2～4 略

(死亡の推定)

第21条 行方不明となった非常勤消防団員等の生死が3箇月間わからない場合又は当該非常勤消防団員等の死亡が3箇月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、当該非常勤消防団員等が行方不明となった日に、当該非常勤消防団員等は、死亡したものと推定する。

第8条の2 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後1年6か月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなった場合には、市は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

(1)・(2) 略

2～4 略

(死亡の推定)

第21条 行方不明となった非常勤消防団員等の生死が3か月間わからない場合又は当該非常勤消防団員等の死亡が3か月以内に明らかとなり、かつ、その死亡の時期がわからない場合には、遺族補償及び葬祭補償の支給に関する規定の適用については、当該非常勤消防団員等が行方不明となった日に、当該非常勤消防団員等は、死亡したものと推定する。

別表(第 5 条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	<u>12,440円</u>	<u>13,320円</u>	14,200円
分団長及び副分団長	<u>10,670円</u>	<u>11,550円</u>	<u>12,440円</u>
部長、班長及び団員	<u>8,900円</u>	<u>9,790円</u>	<u>10,670円</u>

備考

1・2 略

別表(第 5 条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	14,200円
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>

備考

1・2 略